

長期優良住宅の申請が電子申請システムで 提出可能になります

【令和8年2月24日より姫路市オンライン手続ポータルサイトにて、**電子申請**を開始します】

次の長期優良住宅の電子申請が可能です(下記以外は窓口のみの受付となります。)

・**床面積が200㎡以下の新築認定申請**

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項、2項、3項)

・**床面積が200㎡以下の変更(譲受人の決定)認定申請**

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項)

・**地位の承継の承認申請**

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条)

電子申請の流れは、申請フロー(裏面参照)のとおりとなります。建築指導課の窓口での受付も、これまでどおり継続します。

また、電子申請の開始に伴い、令和8年2月24日以降の申請受付分から各通知書への**押印を廃止**します。

電子申請に関する注意点

○申請書ファイルは姫路市ホームページより(Excel ファイル)ダウンロードして作成してください。指定の申請書以外での申請の場合、申請却下または差戻しますので、ご注意ください。

○工事着工は、申請をした後に可能です。ただし、図書の不備が多い場合、申請却下となります。**必ず添付書類一式がそろってから申請**を行ってください。申請却下の時点で着工をしていた場合は事前着工とみなし、長期優良住宅の認定はできません。着工予定日から余裕をもって申請してください。

○手数料の支払い方法は**クレジットカードのみ**となります。領収書は発行されません。

VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club がご利用できます。

手数料納付が遅れますと、通知書の発行が遅れます。お急ぎの場合や領収書が必要な場合は、窓口で受付時間内(9時から11時30分・13時から14時30分)に申請、納付手続き(現金のみ)をお願いいたします。

○通知書は、**電子データでの発行、受取**になります。紙の通知書を希望する場合は、窓口で申請手続きをお願いいたします。なお、紙で通知書を発行した場合も押印はありません。

○電子申請後に受付メールが送信されます。申請後しばらくたってメールが届かない場合は、申請が受付されていない場合がありますので、**申請内容を再確認**してください。

申請書は姫路市ホームページ(長期優良住宅の認定制度等)よりダウンロードできます。

姫路市オンライン手続ポータルサイト

<<https://lgpos.task-asp.net/cu/282014/ea/residents/portal/home>>



住むほどに
好きが深まる
姫のまち

(裏面に続く)

お問い合わせ

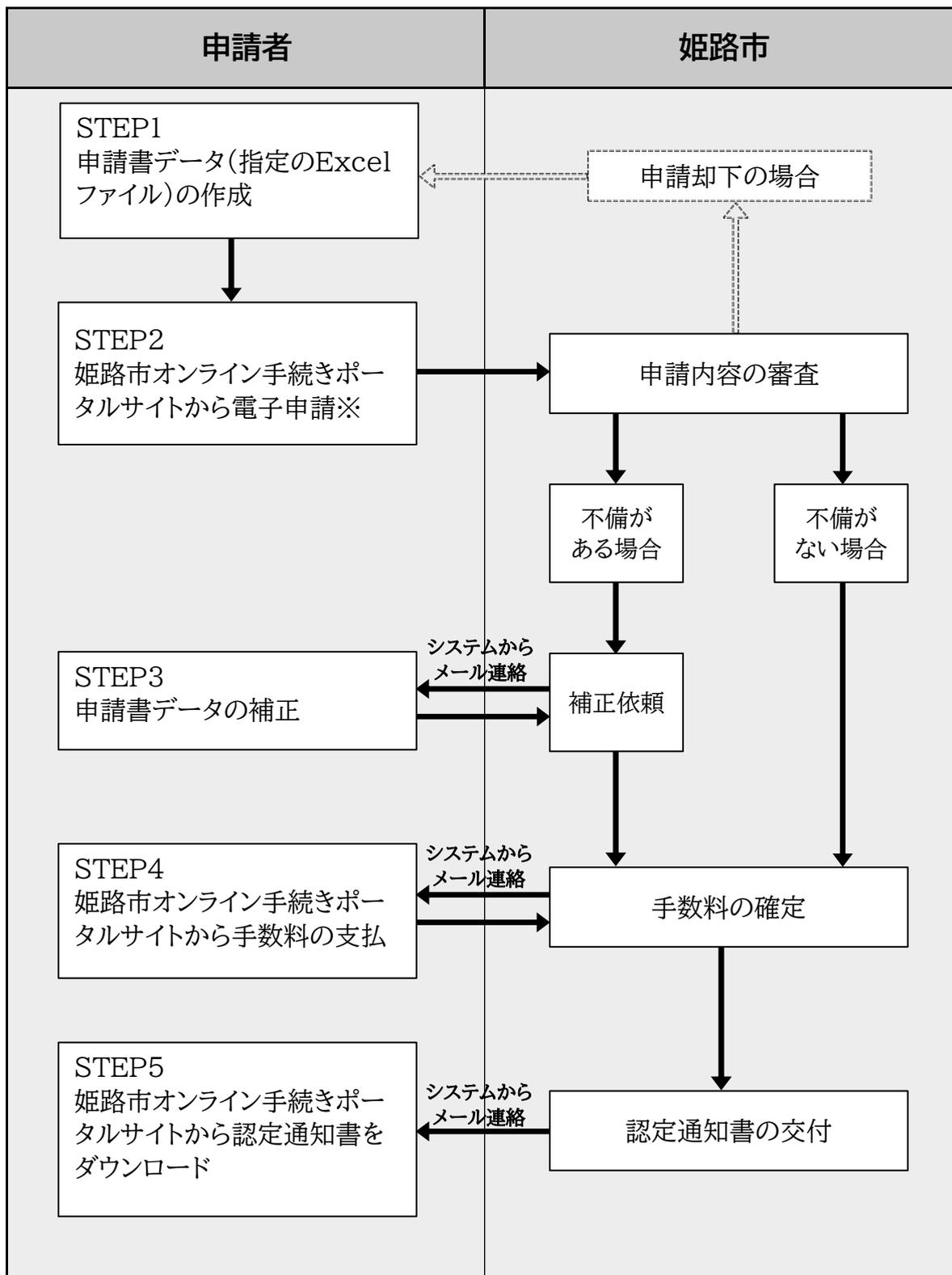
姫路市 都市局 まちづくり部 建築指導課

防災・耐震担当

TEL:079-221-2549 FAX:079-221-2548

E-mail: kentikus@city.himeji.lg.jp

申請フロー



※着工について、電子申請(STEP2)をした後に着工が可能です。ただし、図書の不備が多い場合、申請却下となり再度申請が必要になります。**必ず添付書類一式がそろってから電子申請**を行ってください。着工をしていた場合は事前着工とみなし、長期優良住宅の認定はできません。着工予定日から余裕をもって申請してください。